

区域外就学許可基準

宮津市教育委員会

宮津市外に住所を有する児童生徒の保護者が、その子どもを宮津市立小・中学校へ就学させたい場合には、宮津市教育委員会へ申立なければならない。宮津市教育委員会及び住所地の教育委員会がその理由を相当と認めるときは、宮津市立小・中学校へ就学させることができる。

項目	事由	期間	添付書類	備考
(1) 転入予定地への先行就学	学期はじめに市内の校区に転入することが確実であるため、その学期当初から転入予定先の学校に就学したい場合	申請日から転入日	建築確認書等の住所移転が確認できる書類	
(2) 一時転出	住宅の新築、増築改装等により一時的に他の校区へ転出するが、1年以内に戻ることが確実である場合 風水害、火災、地震等により一時的に避難する場合	仮住居の期間	建築確認書等の住所移転が確認できる書類	
(3) 学年途中の転出	学年途中で他の通学区域に転出するが元の学校に引き続き就学させたい場合	必要とする期間	不要	
(4) 通院・治療等	児童又は生徒の心身の障害や病気治療等のため、本来校へ通学が困難又は適当でないとして認められた場合	事由解消まで	医師の診断書・学校長の証明書	
(5) 昼間留守家庭	児童が帰宅時に保護者及び適当な監督者がいない場合	小学校3年生まで（小学校6年生まで更新可）	保護者の就労証明	原則小学校3年生までとするが、小学校4年生以降引き続き必要な場合は、小学校卒業までを原則として必要な期間認める。（小学校4年生以降、新たに事由が生じた場合も可。）
(6) いじめ・不登校	いじめ・不登校で他の学校へ就学することにより改善が見込まれる場合	事由解消まで	学校長の意見書	
(7) 教育的配慮	その他特別の事由により、特に教育的配慮が必要とする場合	事由解消まで	教育委員会が指示するもの	保護者から具体的事情を聴取する。